

生総第 173 号
平成 27 年 2 月 25 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

身元不明迷い人台帳運用要領の制定について（通達）

身元不明迷い人台帳の閲覧について、別添のとおり「身元不明迷い人台帳運用要領」を制定し、平成 27 年 2 月 25 日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

別添

身元不明迷い人台帳運用要領

第1 目的

この要領は、迷い人のうち、県、市町村及び現に迷い人を監護している施設又は迷い人の後見人（以下「市町村等」という。）による身元調査の実施後も身元が判明しない者（以下「身元不明迷い人」という。）について、市町村等からの協力要請に基づき、各警察署に備え付ける身元不明迷い人の写真を添付した身元不明迷い人台帳（以下「台帳」という。）の運用に関し、必要な事項を定め、もって、身元不明迷い人の早期の身元確認に資することを目的とする。

第2 運用要領

1 協力要請を受理する警察署長

市町村等からの協力要請を受理する警察署長（以下「受理署長」という。）は、原則として、身元不明迷い人の発見場所を管轄する警察署の署長（以下「管轄署長」という。）とする。ただし、管轄署長以外の警察署長に市町村等から協力要請があった場合は、生活安全総務課長が当該協力要請を受けた警察署長及び管轄署長と協議し、受理署長を決定するものとする。

2 事前協議

受理署長は、市町村等からの協力要請を受理するに当たっては、事前に市町村等による身元調査の進捗状況を聴取するとともに、身元不明迷い人台帳（別記様式第1号）を閲覧できる者の範囲、人定事項に関する追加情報等について協議するものとし、受理前に生活安全総務課へ報告すること。

3 協力要請を受理する場合の措置

受理署長は、2の協議の結果、市町村等からの協力要請を受理する場合は、市町村等に身元不明迷い人台帳備付け協力要請書（別記様式第2号）及び台帳2部（以下「要請書等」という。）の提出を求めるものとする。

4 台帳の送付

(1) 受理署長は、3により市町村等から要請書等の提出を受けた場合は、台帳の1部を自署で保管し、他の1部は、身元不明迷い人台帳送付書（別記様式第3号）及び身元不明迷い人台帳備付け協力要請書の写しとともに、速やかに生活安全総務課長に送付するものとする。

(2) (1)により台帳の送付を受けた生活安全総務課長は、速やかに、当該台帳の写しを受理署長以外の警察署長（以下「他警察署長」という。）及び他の都道府県警察本部において行方不明者の発見に係る業務を主管する所属の長（以下「他府県警察主管所属長」という。）に送付するものとする。

(3) また、他府県警察主管所属長から台帳の送付を受けた生活安全総務課長は、台帳を警察署長に送付するものとする。

5 台帳の保管及び閲覧

警察署長は、市町村等から提出を受けた台帳及び生活安全総務課長から送付を受けた台帳を保管し、行方不明者の届出人等の閲覧に供するものとする。

6 身元が判明する可能性がある場合の措置

警察署において、行方不明者の届出人等に台帳を閲覧させた結果、身元不明迷い人の身元が判明する可能性がある場合は、当該警察署長から生活安全総務課長にその旨を報告するものとする。

この場合において、連絡を受けた生活安全総務課長は、受理署長を経由して当該身元不明迷い人に係る協力要請を行った市町村等に連絡するものとする。

7 閲覧の対象からの除外及び生活安全総務課長への報告

(1) 受理署長は、次に掲げる場合は、当該身元不明迷い人の台帳を閲覧の対象から除外するとともに、生活安全総務課長にその旨を報告するものとする。

この場合において、報告を受けた生活安全総務課長は、他府県警察主管所属長及び他警察署長に当該身元不明迷い人の台帳の対象から除外するよう報告するものとする。

ア 身元が判明した場合

イ 死亡を確認した場合

ウ その他市町村等から協力要請の解除の申出を受けた場合

(2) (1)後段の規定により報告を受けた警察署長は、当該身元不明迷い人の台帳を閲覧の対象から除外するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 25 日から施行する。

身元不明迷い人台帳

その1

		※番号				
閲覧対象者		写真				
発見年月日						
発見場所						
		撮影年月日				
迷い人 (自称)	住 所					
	職 業					
	ふりがな					
	氏 名					
	ふりがな					
	異 名					
	生年月日		年齢	歳	性 別	
身体特徴			体 型		面 型	
			(体重)	kg	顔 色	
身 長	cm	眼 鏡		頭 髪		
発見時の着衣			発見時の所持金品			
衣服等への記名						

発見時の状況
その他参考事項

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 身体特徴、着衣、所持品等は発見当時のものを記載すること。
- 3 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載して添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号

年 月 日

警察署長 殿

身元不明迷い人台帳備付け協力要請書

身元が明らかでない迷い人について、身元判明のための資料として「身元不明迷い人台帳」を作成し、提供しますので、各警察署に備え付けて行方不明者の届出人等の閲覧に供し、同人の身元判明のために協力を要請します。

なお、「身元不明迷い人台帳」に添付した写真の返却は不要です。

依頼者（保護の実施機関）

住所

団体・施設等名称

氏名

連絡先（電話番号）

別記様式第3号

第 号
年 月 日

生活安全総務課長 殿

警察署長

身元不明迷い人台帳送付書

身元が明らかでない迷い人について、身元不明迷い人台帳の備付け協力要請を下記のとおり受理しましたので、台帳を送付します。

受 理 日	年 月 日
受 理 者	課 係 階級 氏名
依 頼 者	